

① 件 名
石巻市パートナーシップ宣誓制度（案）について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 本制度については、すでに多くの自治体で導入が進んでおり、住みやすさの向上や多様性を尊重する姿勢を示し、互いを人生のパートナーとしたマイノリティのカップル等が安心して暮らすための環境整備が求められている。 【目的】 同性カップル等が日常生活で直面する不利益を緩和し、安心の確保や日常生活を支援する「パートナーシップ宣誓制度」を導入するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 なし 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・☐無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 なし
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
6 月 6 日 第 1 回男女共同参画推進幹事会 9 月 2 9 日 第 2 回男女共同参画推進検討委員会 6 月 2 7 日 第 1 回男女共同参画推進本部会議 1 0 月 1 4 日 第 2 回男女共同参画推進幹事会 7 月 1 6 日 第 1 回男女共同参画推進検討委員会 1 1 月 1 3 日 第 2 回男女共同参画推進審議会（諮問） 7 月 2 5 日 第 1 回男女共同参画推進審議会 1 1 月 1 9 日 男女共同参画推進審議会より答申
⑤ 主な内容
1 制度の趣旨 全ての市民が自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資する。 2 宣誓の対象者 (1) 双方が互いの意思でパートナーシップを形成していること。 (2) 双方が民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 4 条に規定する成年に達していること。 (3) 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。 (4) 双方に配偶者がいないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップを形成していないこと。 (5) 双方が民法第 7 3 4 条から第 7 3 6 条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。 3 受領証等への子の記載等 宣誓者又は受領者は、一方又は双方に子がある場合において、受領証等に当該子の氏名の記載をすることができる。 4 導入後の運用方針 当事者からの要望や社会情勢の変化に対し柔軟に対応するものとする。 ※詳細は別紙のとおり

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 同性カップル等が様々な行政サービスの利用が可能となり、安心して暮らすための環境整備が推進される。 【市財政への負担】 なし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
【全国の導入状況】 ・今年度6月末時点：539自治体導入（うち500超の自治体が必要綱で運用） ・人口カバー率：92.9% 【県内の導入状況】 ・仙台市 令和6年12月導入（令和8月末現在申請36件） ・栗原市 令和7年 2月導入（令和8月末現在申請 1件）
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和7年12月 パブリックコメント実施 令和8月 1月 第3回男女共同参画推進検討委員会（書面開催予定） 令和8月 1月 第3回男女共同参画推進幹事会 令和8月 1月 第3回男女共同参画推進本部会議 令和8月 2月 第3回男女共同参画推進審議会（書面開催予定） 令和8月 3月 「石巻市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」策定 令和8月 4月 パートナーシップ宣誓制度の施行 ※ パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、新たに提供される行政サービス担当各課において体制を整備する。
⑨ その他